

V. 許可証明書の交付について

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、近畿地方整備局管内に主たる営業所がある建設業者に限り、近畿地方整備局において「建設業許可証明書」の交付を行っています。

この証明書は、更新許可の申請中で、当該更新申請の受付日から更新の許可日までの間において、**原則1回1部限り**発行するものであり、更新申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間に建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

例外的には建設工事の発注者や契約相手方が「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」による確認ができない事項がある場合、災害による許可通知書の滅失、海外建設工事の受注に必要な場合等、特段の事情がある場合は別途発行しますので、その際はお電話にてご相談下さい。

1. 申請方法

- ・申請書類を近畿地方整備局に郵送又は持参して下さい。

2. 申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

- ①許可証明願(1部・A4判)
- ②返信用封筒(郵送の場合に限る。)、切手の貼付と宛名の記入をして下さい。
- ③許可通知書の写し(2部・A4判)
- ④更新手続中で許可の有効期限が過ぎている場合は、受付印のあるはがきの写し及び許可申請書(様式第一号)の写し若しくは受付印のついた許可申請書(様式第一号)の写し(それぞれ2部・A4判)
- ⑤営業所一覧(許可証明用)(2部・A4判)、営業所の業種の証明が必要な場合に限りです。

3. 交付日

申請した日の翌営業日の午前10時以降の交付となります。(即日交付はできません。)

4. 提出先

(令和4年11月18日(金)まで)

〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

(令和4年11月21日(月)から)

〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

【受付時間】 平日の9時30分から16時30分まで(土日、祝祭日、年末12月29日から年始1月3日を除く)

〔例:許可証明願〕

(A4判 縦書き)

| | |
|---------------------------------|----------|
| 国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課長 殿 | 令和 年 月 日 |
| 所在地 商号又は名称 代表者役職 氏名 | |
| 建設業許可証明願 | |
| 〇〇のため、当社が許可を有していることを証明願います。 | |

【年月日】

提出日又は送付日を記載して下さい。

【所在地等】

届出をしている最新の情報を記載して下さい。

【証明書の使用目的】

証明書を必要とする理由として、使用目的と提出先を記載して下さい。